

山口県報

平成 27 年
6月12日
(金曜日)

目 次

○告示

割賦販売法第四十一条第二項の身分を示す証明書の様式に関する告示の一部改正 (県民生活課) 一

不当景品類及び不当表示防止法第九条の第四第二項の身分を示す証明書の様式に関する告示の一部改正 (県民生活課) 一

特定商取引に関する法律第六十六条第三項の身分を示す証明書の様式に関する告示の一部改正 (県民生活課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づき許可申請の概要 (環境政策課) 二

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定の解除 (環境政策課) 四

○公告

契約の締結 (税務課) 四

国土調査の成果の認証 (政策企画課) 四

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) 五

換地計画書の縦覧 (農村整備課) 五

建設業の営業の停止命令 (監理課) 六

○漁調委告示

漁業法第六十七条第一項の規定による告示 七

山口県告示第二四四号

割賦販売法第四十一条第二項の身分を示す証明書の様式に関する告示 (平成二十二年山口県告示第二四五五号)の一部を次のように改正する。



平成二十七年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第四十一条第二項」を「第四十一条第七項」に改める。
様式の表中「第四十一条第一項」を「第四十一条又は第五項」に改め、同様式の裏の備考以外の部分を次のように改める。

(裏)

割 賦 販 売 法 抜 粋

(立入検査)

第41条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第35条の3の61の許可を受けた者、指定受託機関又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

(第2項から第4項まで省略)

5 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査 (個別信用購入あつせん業者の第35条の3の5及び第35条の3の7本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。) をさせることができる。

(第6項省略)

7 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(第8項及び第9項省略)

山口県告示第二四五号

不当景品類及び不当表示防止法第九条の第四第二項の身分を示す証明書の様式に関する告示 (平成二十二年山口県告示第二四五六号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第九条の四第二項」を「第九条第二項」に改める。

様式の表中「第9条の4第1項」を「第9条第1項」に改め、同様式の裏の「第9条の4」を「第9条」に、「都道府県知事は、第9条の2」を「内閣総理大臣は、第6条第1項」に、「告示」を「命令」に、「請求」を「勧告」に、「景品類若しくは表示に関する報告をさせ」を「、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類を

他の物件の提出を命じ、」改め、「又は顧問」を記す。

山口県告示第二百六号

特定商取引に関する法律第六十六條第三項の身分を示す証明書の様式に関する告示
(平成十二年山口県告示第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第六十六條第三項」を「第六十六條第七項」に改め。
 様式(中)「第六十六條第一項」を「第六十六條第一項又は第二項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同様(中)の備考以外の部分を次のように改め。

(真)

特定商取引に関する法律抜粋

(報告及び立入検査)
 第六十六條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、政令で定めるところにより販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業者を行う者若しくは職入業者(以下この条において「販売業者等」という。)に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
 2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者(以下この項において「密接関係者」という。)に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
 (第3項から第6項まで省略)
 7 第1項若しくは第2項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第5項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 (第8項省略)

山口県告示第二百六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五條第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年六月十二日から同年七月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 関西触媒化学株式会社
 住 所 堺市堺区柏木町一丁目三番二二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 関西触媒化学株式会社山口工場
 所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷三四四〇番地
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /分)	工 事 着 手 年 月 日 定 手	工 事 完 成 年 月 日 定 手	使 用 開 始 年 月 日 定 手	使 用 時 間 隔 隔 時 日 当 た り の 使 用 時 間 変 動 の 概 要
二七一ヌ	一一〇	平成二七、 七、三	平成二七、 七、三	平成二七、 七、三	連 続 九 時 間 変 動 な し
〃	六〇	〃	〃	〃	一 四 時 間 変 動 あり
〃	四〇	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
二七一又	九・七七	六六	〇・〇八
〃	六・〇九	一〇〇	〇・一八
〃	八・八二	一、二〇〇	〇・〇九
〃	六・七九	二五、〇〇〇	〇・二三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間使用時間 隔間	概季節的変動の 要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
二次排水処理施設	鉄筋コンクリート	二八二	中和・凝集沈殿	連続	変動なし	(既)		(設)
一次排水処理施設	〃	三三〇	ろ過・吸着	二四時間	〃			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚水等の汚染状態の値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後		
一次排水処理施設	九・五	七	八・一	一・一六
二次排水処理施設	〃	〃	九	〇・〇七

美祿市	山口市
平成二十六年八月二十二日まで	平成二十五年五月二十三日から平成二十六年九月九日まで
美祿市地籍簿	山口市地籍簿
大嶺町東分及び東厚保町山中の各一部	宮野上の一部

二 認証年月日

平成二十七年六月十二日

(一七八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年六月十二日から同年十月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五〇七の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 代表者の氏名 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年一月十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三二一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

三八台

(二) 駐輪場の収容台数

九台

(三) 荷さばき施設の面積

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十七年五月十八日

(一七九) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、周南市夜市北部地区(城山第二換地区)の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

二 周南市夜市北部地区（城山第二換地区）換地計画書の写し
縦覧の期間
平成二十七年六月十五日から同年七月六日まで

三 縦覧の場所
山口県周南農林事務所

（二八〇）建設業の営業の停止命令

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、建設業の営業の停止を命じました。

平成二十七年六月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

平成二十七年五月二十九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 塩田建設有限会社

主たる営業所の所在地 山口市嘉川五四二九番地の一

代表者の氏名 塩田 幸雄

許 可 番 号 山口県知事許可（般一二六）第一三四三九号及び山口県知

事許可（特一二六）第一三四三九号

三 処分の内容

（一）停止を命じた営業の範囲

土木工事業及び水道施設工事業の営業で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号に規定する公共法人又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者であること。

2 その建設費について国又は地方公共団体が補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）を交付していること。

（二）営業の停止の期間

平成二十七年六月十五日から同年八月十三日まで

四 処分の原因となつた事実
従業員が、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条の罪により、平成二十七年一月二十八日に山口地方裁判所から懲役一年六月（執行猶予三年）の判決を受け、その刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第二号に該当する。

一 処分をした年月日

平成二十七年五月二十九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 有限会社フク工建設

主たる営業所の所在地 山口市黒川一五三八番地一

代表者の氏名 福江 典子

許 可 番 号 山口県知事許可（般一二五）第一七四〇一号

三 処分の内容

（一）停止を命じた営業の範囲

土木工事業及び水道施設工事業の営業で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号に規定する公共法人又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者であること。

2 その建設費について国又は地方公共団体が補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）を交付していること。

（二）営業の停止の期間

平成二十七年六月十五日から平成二十八年六月十四日まで

四 処分の原因となつた事実
前代表取締役が、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条の罪により、平成二十七年一月二十八日に山口地方裁判所から懲役一年六月（執行猶予三年）の判決を受け、その刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第三号に該当する。

一 処分をした年月日

平成二十七年五月二十九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 工和建設株式会社

主たる営業所の所在地 山口市小郡下郷二二六二番地一〇

代表者の氏名 松本 節夫

許可番号 山口県知事許可(般一三三)第一九八三三号

三 処分の内容

(一) 停止を命じた営業の範囲

土木工事業及び水道施設工事業の営業で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

1 国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第五号に規定する公共法人又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者であること。

2 その建設費について国又は地方公共団体が補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。)を交付していること。

(二) 営業の停止の期間

平成二十七年六月十五日から同年八月十三日まで

四 処分の原因となった事実

従業員が、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十八条の罪により、平成二十七年三月四日に山口地方裁判所から懲役一年六月(執行猶予三年)の判決を受け、その刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第二号に該当する。



山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、くるまえび及びがびがみの採捕の禁止を次のとおり指示する。

平成二十七年六月十二日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 浜本朝秋

一 禁止する区域

(一) 次のA、イ、Dの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字東岐波丸尾三神社御旅所基石

B 〃 〃 黒崎東端

C 〃 〃 植松川河口右岸防波堤突端

D 〃 〃 月崎南東端

点イ AとCとを結んだ線とBとDとを結んだ線との交点

(二) 次のAとBとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字西岐波床波漁港東防波堤基部から突端に向かって六〇メートルの点に設置した標識

B 〃 〃 吉田崎南端

(三) 次のAとBとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市亀浦四丁目亀浦東防波堤突端

B 〃 〃 大字西岐波黒崎東端

(四) 次のA、イ、ロ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字妻崎開作竹の子島防波堤基部から突端に向かって一七五メートルの点に設置した標識

B 〃 〃 大字藤曲宇部アンモニア工業有限会社護岸南西端から護岸沿いに下流へ四五〇メートルの点に設置した標識

C 〃 〃 大字妻崎開作小野田線厚東川橋りょう右岸下流側基部

D 〃 〃 大字藤曲小野田線厚東川橋りょう左岸下流側基部

点イ AとBとを結んだ線上Aから四〇〇メートルの点

ロ CとDとを結んだ線上Cから一五〇メートルの点

(五) 次のA、イ、Bの各点を順次結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線

線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域
点の位置

基点A 山陽小野田市大字郡宮崎南東端

B 〃 大字小野田末廣西護岸西端

C 〃 大字郡厚狭川橋右岸上流側基部

D 〃 大字西高泊厚狭川橋左岸上流側基部

E 〃 大字東高泊小野田橋右岸下流側基部

F 〃 大字小野田小野田橋左岸下流側基部

点イ Bから二一〇度三〇〇メートルの点

(六) 次のA、イ、口、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市大字植生植生干拓護岸南東端から護岸沿いに西へ三五〇

メートルの点に設置した標柱

B 〃 大字津布田串埋立地南端

点イ Aから一九二度四〇〇メートルの点

口 AとBとを結んだ線上Bから一、九〇〇メートルの点

二 指示の有効期間

平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで